こども家庭科学研究費補助金(成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業) 児童養護施設等や里親家庭における養育の不調の要因分析に資する研究

# 分担研究報告書

# ファミリーホームにおける養育不調による委託解除の現状について

研究代表者 引土 達雄 (国立成育医療研究センター 小児内科系専門診療部心理療法室) 研究協力者 藤巻 楽々 (国立成育医療研究センター 小児内科系専門診療部こころの診療科)

# 研究要旨

養育不調によって委託解除となる要因を整理するために、ファミリーホームの現状と養育不調ケースの把握を目的とした。全国 446 のファミリーホームを対象にオンライン調査を実施し、有効回答 99 件について記述統計を算出した。回答のあったファミリーホームは自営型、夫婦の片方が専任で補助者を雇っているところが多く、平成 27 年度の厚生労働省による調査時の状況と変わりはなかった。ファミリーホーム運営の動機は子どもたちのためになりたいという社会貢献的ニーズが代表され、元児童養護施設職員といった養育者の特徴を反映するものが多かった。養育不調の経験は 24.2%と先行研究よりも高く、委託解除時の年齢は 13 歳から 18 歳が半数を占める結果となった。委託解除となった理由としては、子どもの問題行動や他の入居児との兼ね合いに関する記述が最も多かった。委託解除の要因としては「情緒不安定、行動上の問題の状況」が最も高い数値が認められた。以上の結果は、養育の難しさを示唆するものであると考えられるが、他の入居児との兼ね合いにも応じた、ファミリーホームに特化した養育不調の予防策が求められると考えられる。

# A. 研究目的

本邦には、社会的養護に措置されている子どもは全国で約42,000人いる。そのうち約8割は乳児院、もしくは児童養護施設等の施設で生活しており、里親とファミリーホームを含めた里親等委託率は23.5%(7,798人)に留まっている1。他の先進国では里親委託が主流である中、この現状を鑑み、こども家庭庁は里親委託率を引き上げることを目標としている。しかし、里親委託には養育不調という課題も存在する。養育不調とは「子どもの行動上の問題や養育者の養育上の課題の大きさにより、養育者が子ど

もへの対応が困難になる状況」を意味し、そのような状態が続きひどくなれば委託を継続できない場合がある。伊藤 (2018)の里親への調査によれば、回答者の 17%に養育不調による委託・措置解除の経験があると認められ<sup>2</sup>、里親委託推進とともに養育不調に対しては、養育不調が起こる現状を把握した上で施策化に活かし、それを現場が重要性を理解して実行に移していく必要がある。

そのため本研究では、養育不調の要因について検討するため、Konjin et al., (2018)3の、里親委託の不安定性の要因に関するシステマテ

イックレビューを参考に、「委託や委託解除時の状況」、「子どもの心身の特性や行動上の問題」、「養育上の課題」、「支援の課題」の4つに分けて質問項目を作成することとする。また、養育不調の要因について探索的に検討するため、養育不調により委託・措置の解除となった事例と養育が継続している事例を比較し検討を行う。

最終的には、ファミリーホームの他、里親・ 地域小規模児童養護施設・フォスタリング機 関・児童相談所に対する本調査と同様の視点からの調査を行う分担研究と併せ、不調の要因となる事項やプロセスをより幅広い視点から明らかにし、適切なアセスメント、養育環境の選択、必要な支援について課題を整理し改善のあり方について示し、それぞれの視点を統合した手引を作成することを目的としている。

#### B. 研究方法

# 1. 調査内容

# (1) フェイスシート

質問項目 I は回答者の養育者としての種別 や動機づけに関する質問項目とした。

# (2) 委託・措置時や委託・措置解除時の状況

Ⅱは養育不調による委託解除の経験についての質問とした。次に、養育不調により委託解除となった年齢や委託解除後の委託・措置先についての質問とした。また、措置変更の理由と委託解除の要因に関する質問項目とした。

# (3) 子どもの心身の特性や行動上の問題

委託解除となった子どもと、継続して養育を 受けている子どもを比較して検討するため、養 育不調による委託・措置の解除を経験した養育 者には、その委託・措置の解除となった子ども を A さんとして、以下の項目について回答する項目を作成した。養育不調による委託解除を 経験していない養育者には、「これまで一番長くしている (していた)お子さん」を A さんと して、同じ以下の質問項目を設定し、回答を求めることとした。

Ⅲでは、Aさんの年齢・性別などの基本情報とファミリーホーム内の構成(他の委託児童や実子の有無等)についての質問とした。Ⅳでは、児童相談所による保護理由、虐待被害の有無と種類、医学的診断の有無と種類、知能検査と発達検査について尋ねる項目を設けた。

里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養 護施設に委託・措置されている子どもの3割以 上が虐待を受けた経験があることを考えると、 行動上の問題を検討する上で虐待を受けた子 どもの行動特徴を考慮に入れた質問紙が必要 であると考えられる。養育不調による委託解除 となった子どもと、継続して養育を受けている 子どもの行動上の問題を比較して検討するた め 2003 年度から 2005 年度に渡り行われた『厚 生労働科学研究費補助金 疾病·障害対策研究 分野 子ども家庭総合研究』による「児童福祉 機関における思春期児童等に対する心理的ア セスメントの導入に関する研究(代表研究者: 西澤哲)」にて作成され、生後6ヶ月~2歳未 満と2歳~6歳を対象とし泉・奥山 (2009)4に よって標準化された養育問題のある子どもの 行動チェックリスト (CMYC) と、同様に開発 された 6 歳~18 歳の子どもを対象とし山本ら (2008)5 によって更に標準化が行われた「虐待 を受けた子どもの行動チェックリスト (ACBL-R)」を使用することとした(Vの部分)。

# (4) 養育上の課題

VIは養育上の課題について、引土ら (2019)6、 庄司ら (2011)7 の調査を参考に、代表、分担、 研究協力者によって話し合い養育上の課題についての項目を決定した。(3) から引き続き A さんを想定して回答を求めることとした。

## (5) 支援上の課題

引土ら (2019)、庄司ら (2011) の調査を参 考に、代表、分担、研究協力者によって話し合 い、支援の課題について項目を決定した。

引き続き A さんを想定してもらい、「WI. 児童相談所の状況について」、「WII. 民間フォスタリング機関 (里親支援専門相談員、児童家庭支援センターの支援を含む)の支援状況について」「IX. その他の支援について」の回答を求めることとした。

## 2. 調査対象者

調査開始の2024年2月時点で日本ファミリーホーム協議会に登録されている全国のファミリーホーム446箇所を対象とした。

## 3. 調査方法

調査依頼はメールにて日本ファミリーホーム協議会より一斉に依頼した。回答方式は研究代表者の所属する機関が運用しているオンラインフォーム (成育 REDCap システム)であった。

## 4. 調査期間

回答期間は2024年2~3月であった。

### (倫理面への配慮)

回答者と研究対象となった委託・措置されている子どもの匿名性を厳密に確保した。国立成育医療研究センター倫理審査委員会の承認(2023-164)を得て実施した。

#### C. 研究結果

今回は、アンケート結果のうち、項目Ⅱまでに

ついて報告する (資料 1)。

## 1. 回収率

回答数は 101 件 (回収率 22.6%) で有効回答数は 99 件 (有効回答率 22.2%) であった。

# 2. ファミリーホームの経営及び運営形態

ファミリーホームの経営形態は「自営型:里 親経験者・児童養護施設等の職員経験者が個人 事業主として経営」が 72 件 (72.7%)、「法人 型:社会福祉法人や NPO 法人、一般社団法人 が運営母体として経営」が 20 件 (20.2%)、未 記入が 7件 (7.1%)であった (図 1)。

運営体制は「夫婦が揃って専業で養育者となる家庭に補助者1名を雇用している」が32件(32.3%)、「夫婦のうち1人がファミリーホーム専業の養育者、もう一人が兼業の養育者となる家庭に、補助者1~2名を雇用している」が40件(40.4%)、「単身の養育者の家庭に複数の補助者を雇用している」が20件(20.2%)、未記入が7件(7.1%)であった(図2)。

### 3. 回答者

回答者の内訳は「男性の養育者」が 48 件 (48.5%)、「女性の養育者」が 42 件 (42.4%)、「女性の補助者」が 2 件 (2.0%)、未記入が 7 件 (7.1%)であった (図 3)。回答者のうち、里親登録をしているのは 92 件 (92.9%)、登録なしは 0 件、未記入が 7 件 (7.1%) であった (図 4)。

# 4. ファミリーホームとして初めての子どもを 委託されてから今までの期間

ファミリーホームとして初めて子どもを委託されてから今までの期間は、0ヵ月以上6ヵ月未満が0件、6ヵ月以上1年未満が3件 (3.0%)、<math>1年以上2年未満が8件 (8.1%)、<math>2

年以上3年未満が7件(7.1%)、3年以上4年 未満が8件(8.1%)、4年以上5年未満が8件 (8.1%)、5年以上10年未満が22件(22.2%)、 10年以上15年未満が18件(18.2%)、15年 以上が8件(8.1%)、未記入が17件(17.2%) であった(図5)。

# 5. ファミリーホーム運営の動機

ファミリーホーム運営の動機について(複 数回答)は、「社会的養護の必要な子どものため になりたかったため」が 52 件 (52.5%)、「親 族の子どもが社会的養護を受けることになっ たため、自分が育てようと思った」が 26 件 (26.2%)、「実子の子育てはひと段落したが、も っと子育てをしたい」が8件(8.1%)、「実子が おらず、子どもを育てたいと思ったから」が7 件 (7.1%)、「ファミリーホームを運営すること に伴う社会的評価があると思ったため」が6件 (6.1%)、「子どもが欲しかったため(養子の希 望あり)」が4件(4.0%)、「実子の子育て中だ が、もっと子どもを育てたい」が4件(4.0%)、 「不妊治療をやめることになったため」が1件 (1.0%) であった (表 1)。なお、本項目は複数 回答のため、合計が 100%超えとなっている。 その他の動機(自由記述)を分類したところ、 「施設職員として働いていく中で施設よりも 家庭に近い環境での養育が子どもたちには必 要だと感じた」(5件)、「職員という制約をなく して子どもたちとかかわりたかった」(3件)、 「もともと里親をしており自治体や児童相談 所からの勧めがあった」(3件)、などが挙げら れた。

## 6. 養育不調による委託解除の経験

2021年4月から2023年12月末までの養育 不調による委託解除の経験の有無については、 「あり」が24件(24.2%)、「なし」が68件 (68.7%)、未記入が7件 (7.1%) であった(図6)。経験した養育不調による委託解除ケースの平均は1.7人 (標準偏差0.87) であった。

# 7. 子どもの委託解除時の年齢

上記で「あり」と答えた回答 24 件、養育不調による委託解除を複数の子どもで経験された養育者による追加回答 6 件、合わせて 30 件に養育不調による委託解除ケースについて尋ねた。子どもの委託解除時の年齢は 0~2 歳が 0件、3~6 歳が 4 件 (13.3%)、7~9 歳が 3 件 (10.0.%)、10~12 歳が 5 件 (16.7%)、13~15歳が 11 件 (36.7%)、16~18歳が 7 件 (23.3%)であった (図 7)。平均年齢は 12.2 歳 (標準偏差 4.04)であった。

## 8. 委託解除後の措置変更先

委託解除後の措置変更先については、「児童養護施設」が11件(36.7%)、「その他(家庭復帰による委託解除)」が6件(20.0%)、「里親」が5件(16.7%)、「児童心理治療施設」が4件(13.3%)、「わからない」が3件(10.0%)、「児童自立支援施設」が1件(3.3%)であった(図8)。

#### 9. 委託解除となった理由(自由記述)

委託解除となった理由(自由記述)について 分類したところ、「他害以外の子どもの問題行動」(11 件)、「ファミリーホーム内や学校での 他害や器物破損行為」(6 件)、「養育者や他の同 居児童の精神的不調」(6 件)、「児童相談所の判 断」(3 件)、などが挙げられた。

#### 10. 委託解除の要因

委託解除の要因として、以下の7項目について「要因として大きくない」(1)~「要因として大きくない」て大きい」(4)の4件法で回答してもらった

ところ、「情緒不安定、行動上の問題の状況」が平均3.83 (標準偏差0.47)、「実家族の状況」が平均2.97 (標準偏差1.24)、「養育のあり方・家庭状況」が平均2.97 (標準偏差1.02)、「児童相談所の対応のあり方」が平均2.86 (標準偏差1.06)、「民間フォスタリング機関等の支援のあり方」が平均1.58 (標準偏差1.03)、「マッチング時における情報やアセスメントが十分でなかったため」が平均2.29 (標準偏差1.05)、「子ども自身の家庭復帰や他施設等への意向が大きかったため」が平均1.80 (標準偏差1.10)であった。その他の委託解除の要因(自由記述)は、障害や虐待被害など、子ども自身の事柄についての詳細の記載がほとんどであった。

## D. 考察

#### 1. 回収率

本調査の回収率は 22.6%あった。ファミリーホームへの調査の回収率の多く(例えば北島ら(2020)8)は、6割を超えることもあるが、低い結果となった。ファミリーホームを対象としたアンケートはメールにて協力を仰いだが、里親へのアンケートは各自治体より郵送にて行っている。そのため、里親登録をしているファミリーホームへも里親アンケートが回っている可能性がある。よって、ファミリーホームアンケートの回収率が振るわなかったのはファミリーホームによっては里親アンケートの方が目に留まりやすくそちらに回答が流れた可能性が考えられる。

## 2. ファミリーホームの経営及び運営形態

ファミリーホームの経営形態および運営体制については、自営型が7割を占め、専業と兼業の夫婦に複数の補助者が1~2名いるファミリーホームが4割と最も多かった。これらは、平成27年度の厚生労働省による調査9と同様

であった。

#### 3. 回答者

回答者の内訳は「男性の養育者」と「女性の養育者」がほぼ同じ割合で、若干男性の養育者の方が多かった。伊藤(2018)の里親への調査では、里母が74%と女性の回答が多いが、ファミリーホームでは回答者の割合がほぼ同じ割合になっていることが特徴的である。

# 4. ファミリーホームとして初めて子どもを委 託されてから今までの期間

ファミリーホームとして初めて子どもを委託されてから今までの期間を 5 年区切りでみていくと、5年未満が 34.4%で、5 年以上 10年未満が 22.0%、10年以上 15年未満が 18.2%、15年以上が 8%であった。5年未満のファミリーホームで子どもの養育経験が長くはない方の回答がやや多いが、5年以上、10年未満と、10年以上の 15年未満の回答者は同程度であると考えられた。

#### 5. ファミリーホームの運営の動機

ファミリーホームの運営動機については、社会的養護の必要な子どものためになりたかったという動機が最も多かった。自由記述でもあるように、もともと施設職員としての経験があり、時間的な制約や職員の交代などによる施設での養育の限界を感じ、ファミリーホームによる養育に可能性を感じることも動機としてあることが推察される。

## 6. 養育不調による委託解除の経験

2021年4月から2023年12月末までの養育 不調による委託解除の経験についてはおおよ そ24.2%となった。これは先行研究の約17% に比べると高い割合となった。

### 7. 委託解除時の年齢

委託解除となった年齢は 13 歳から 15 歳、16 歳から 18 歳が多く、2 つの年齢区分で全体の 6 割を占める結果となった。これまでファミリーホームにおける養育不調による委託解除時の年齢のデータは稀有だったが、中学生から高校生という思春期の時期が最も養育不調が起こりやすい可能性が示唆された。

庄司ら(2011)は、里親養育に関する児童相 談所への調査で、里親に委託されている子ども において、13~15歳では「反発・反抗」26.0%,

「里親宅への不適応」18.1%,「学校への不適応・不登校」18.1%,「生活の乱れ」18.1%,「学習意欲が乏しい」18.1%,「夜遊び・深夜徘徊・無断外泊」13.8%等と、中学生時期が最も難しく、非行系の問題が顕現化してくることを示している。ファミリーホームにおいても、そのような傾向が当てはまるのかもしれず、それらの点について、YMCAやACBLの数値化にて検討が必要であり、現在分析を行っているところである。今後その結果について明らかにしていきたい。

# 8. 委託解除後の措置変更先

委託解除後の措置変更先については、児童養護施設が3割以上であった。次に、家庭復帰が変更先となっていた。養育不調による委託解除の変更先については、児童相談所との連携によって把握していると考えられる。

## 9. 委託解除となった理由

ファミリーホームにおいて子どもとかかわっていく中での理解や認識として、「他害以外の子どもの問題行動」や「ファミリーホーム内や学校での他害や器物破損行為」に多くの回答が認められた。委託されている子どもの行動上

の問題が委託解除の理由として大きいことが 考えられる。

その他、「養育者や他の同居児童の精神的不調」と回答のあった事例では、養育者や他の同居児童が限界を迎えていたことが示唆される。「児童相談所の判断」があり、これらの回答をした事例では、児童相談所や支援機関の効果的な介入が難しかったことが推察されるが、その点については、実際のケースに関するヒアリングなどで明らかにしていくことが必要であろう。

ファミリーホームの場合、単に該当児童の問題行動が手に負えないという理由だけではなく、常に複数の委託児童を養育しているため、子ども同士の関係性や精神的不調など複数の要因が合わさり、ファミリーホーム運営を維持していく上で委託解除の選択肢を取らざるを得ない場合もあると考えられる。ファミリーホームで暮らす子ども達は、それぞれの生立ちや実家族との事情があり、発達やアタッチメントの問題を抱えている子どもも多いと考えられる。その子ども達を養育することの困難さは計り知れず、子ども同士の力動も考慮したコンサルテーションなどの機能をどのように外部に作るかが課題であるかもしれない。

# 10. 委託解除の要因

「情緒不安定、行動上の問題の状況」が最も数値が高かった。佐賀・前川ら (2021)<sup>10</sup> は、近年、ファミリーホームに施設にも里親にも行けない養育の難しい子どもが委託されていると感じている関係者が増えていると述べている。施設でも里親でも不調を起こしてしまう子どもの行き先として、ベテランの養育者がいる家庭環境を与えられる場として、ファミリーホームが選ばれることがあると述べている。

「情緒不安定、行動上の問題の状況」につい

ては、YMCAやACBLにて回答を求めており、 数値化にて検討が必要であり、現在分析を行っ ているところである。その結果について示し合 わせて考察していきたい。

#### 11. 本調査の限界について

本調査の回収率は回収率 22.6%で、有効回答率は 22.2%であった。また、不調を経験した 里親は 30%であった。本調査では、有効回答率に関して、先行研究と比べ少なかった。

以上から、本調査は、不調に対して一般化して 里親養育不調の要因について検討を行うこと は難しい。その数値の分析については、養育不 調において、その対応について考える上で探索 的な視点から慎重に検討を行っていくことが 求められる。

# E. 結論

本年度では、養育不調による委託解除となる 要因を整理するために、ファミリーホームの現 状と養育不調ケースの把握を行った。その結果、 ファミリーホームにて一定数養育不調による 委託解除が起こっており、それは13歳から18歳 の高年齢の児童に多いことが確認された。「情 緒不安定、行動上の問題の状況」が最も数値が 高かった。社会的養護においてファミリーホームに委託されている子どもたちの養育の難し さが影響している可能性について、今後里親や 地域小規模児童養護施設のデータと比較分析 して検討を行うこととする。

本調査では、養育不調による委託解除を経験したことがある場合は委託解除となったケースについて、経験がない場合は一番長く養育したケースについての回答を求める個別ケース票も設けていた。したがって、来年度は両ケースについての分析及び比較検討を行い、養育不調の要因を精査していく。その上で、改善策や

予防策を案出していくことが重要であると考 えられる。

# 謝辞

この研究を行うにあたっては、全国の自治体 及び日本ファミリーホーム協議会、ご回答いた だいたファミリーホームの皆様に多大なご協 力をいただいたことを感謝いたします。

# 参考文献

1 こども家庭庁:社会的養育の推進に向けて. https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/b asic\_page/field\_ref\_resources/8aba23f3abb8-4f95-8202-

f0fd487fbe16/355512cb/20230401\_policies\_s hakaiteki-yougo\_68.pdf, 2023

- <sup>2</sup>伊藤嘉余子: 里親家庭における養育実態と支援のニーズに関する研究事業報告書. <97A2906592B28DB8566572332E786C 73> (mhlw.go.jp), 2018
- <sup>3</sup> Konijin, C., Admiraalb, S., Baartb, J., van Rooijb, F., Stamsb, G.J., Colonnesib, C., Lindauerc, R, Assink, M. Foster care placement instability: A meta-analytic review Children and Youth Services Review, 96, 483-499, 2018
- 4泉真由子・奥山眞紀子 養育問題のある子ど ものためのチェックリスト Checklist for maltreated young children (CMYC) の開発 小児の精神と神経 49(2), 121-130, 2009
- 5 山本知加・尾崎仁美・沼谷直子・藤澤陽子・松原秀子・西澤哲 『虐待を受けた子どものチェックリスト (ACBL-R)』標準化の試み 子どもの虐待とネグレクト 10(1),124-136,2008 6引土達雄,柳楽明子,前川暁子ら:里親養育不調の危機とその回避のプロセス―医療機関に

おける里子・里親支援のあり方の検討の試み一. 小児の精神と神経 59 (3): 253-264, 2019 7庄司順一, 宮島清, 澁谷昌史, 他:児童相談所 における里親委託及び遺棄児童に関する調査. 全児相 (通巻第 91 号別冊), 2011

8 北村謙吾,河村奈美子,星美和子,岩瀬信夫, 花田裕子,永江誠治,本田純久,小澤寛樹実 親と暮らせない虐待被害児の養育上の課題お よび看護支援に関する研究: 児童養護施設・ ファミリーホーム・里親への全国調査を通し て.京府医大看護紀要,30:29-34,2020 9子ども家庭庁:平成27年度先駆的ケア策定・ 検証調査事業ファミリーホームの養育実態に 関する調査研究報告書.

20230401 policies shakaitekiyougo syakaiteki-youiku-suishin 09.pdf (cfa.go.jp), 2023

10 佐賀豪・前川知洋・若狭佐和子 (2021): ファミリーホーム開設・運営マニュアル 第三部養育編. 社会的養護とファミリーホーム, 11, 2021

# F. 健康危険情報

なし

# G. 研究発表

- 1. 論文発表なし
- **2. 学会発表**なし

# H. 知的財産権の出願・登録状況

- 1. 特許取得なし
- 2. 実用新案登録なし
- 3. その他

なし

T	ファ	3 IJ	一木一	ムのi	軍営形制	ŝ

Ι	. ファミリーホームの運営形態					
1.	貴ファミリーホームの経営形態についていずれかに○をしてください。					
	   1. 自営型:里親経験者・児童養護施設等の職員経験者が個人事業主として経営					
	2. 法人型:社会福祉法人や NPO 法人、一般社団法人が運営母体として経営					
2.	貴ファミリーホームの現在の形態についていずれかに○をしてください。					
	1. 夫婦がそろって専業で養育者となる家庭に補助者1名を雇用している					
	2. 夫婦の内一人がファミリーホーム専業の養育者、もう一人が兼業の養育者となる家庭に、 補助者 1~2 名を雇用している					
	3. 単身の養育者の家庭に複数の補助者を雇用している					
3.	この用紙のご記入者はどなたですか?					
	男性の養育者・女性の養育者・					
	男性の補助者・ 女性の補助者・ その他( )					
4.	ご記入者は里親登録をしていますか?					
	はい・・・いいえ					
	144, 44, 7					
5.	ファミリーホームとして初めてお子さんを委託されてから、今までの期間をお答えください。					
	(年 ヶ月)					
6.	ファミリーホームを運営しようと思われた動機や経緯について当てはまるものに〇をつけてください。 (複数回答可)					
	1: 実子がおらず、子どもを育てたいと思ったから					
	2: 子どもが欲しかったため (養子の希望あり)					
	3: 社会的養護の必要な子どものためになりたかったため					
	4: 実子にきょうだいを作ってあげたかったため					
	5: 不妊治療をやめることになったため					
	6: ファミリーホームを運営することにともなう社会的評価があると思ったため					
	7: 自分の子ども時代に逆境的体験(虐待、貧困など)があり、保護された子どもにはそのような体験をさ					
	せたくないから					
	8: 実子の子育てはひと段落をしたが、もっと子育てをしたい					
	9: お子さんが事故や病気等で亡くなられたため					
	10:実子の子育て中だが、もっと子どもを育てたい					
	11:児童福祉施設や児童福祉の機関などに勤めていた (あるいは現在も務めている) 経験が役に立つ					
	12 親族の子どもが社会的養護を受けることになったため、自分が育てようと思った					
7.	その他動機等について特筆する事柄がありましたらお書きください。					

8.その他(

Π.	養育不調	(委託された	お子さんへ	、の対応が困難になること)	)による委託解除のご	. 経験について
----	------	--------	-------	---------------	------------	----------

1. 4	2021 午4月から 2023 午 12 月木までに食自小調による安置	し月午17ホ で 作生制	10/2 - 210	めりよりル	, r			
	( あり ・ なし ) ありの場合➡	人						
	→2021 年 4 月から 2023 年 12 月末までに貴ファミリーホームに こと)があり、委託解除されたことがある場合は、そのお子さん 験されたお子さんが複数人いらっしゃる場合は、フォームの指示	についてお答	えください。	養育不調によ				
	ファミリーホームとして養育の不調による委託解除を経験されて でに養育をされているお子さんの中で一番長く養育している(しい。		the state of the s					
	養育不調による委託解除の経験があるファミリーホームに ( <b>経験されていない場合はp.3 Ⅲへ</b> )_	質問します	0					
	①養育不調による委託解除となったお子さん解除時のご	`年齢 (	歳	ヶ月)				
	② <b>解除時の在籍</b> 保育園 ・ 幼稚園 ・ 認定こども園 ・ 小学年生 ・ 中学年生 ・ 高校年生							
	③養育不調による <b>委託解除となったお子さん</b> を <b>A さんとさせていただきます。</b> A さんの措置変更先となった施設等として当てはまるものに〇をつけてください。							
	乳児院 ・ 児童養護施設 ・ 児童自立支援施設 ・ 児童心理治療施設 自立援助ホーム ・ 里親 ・ 他のファミリーホーム その他(家庭復帰による委託解除) ・ わからない							
	④A さんが、措置変更になった理由についてお答えください(自由記述)							
	⑤委託解除の要因として大きかったことについて以下の	1~8につし	てお答えく	ださい。				
	不調による委託解除となった要因	要因として、大きくない。	要因として あまり 大きくない	要因として やや大きい	要因として 大きい			
	1. A さんの情緒不安定、行動上の問題の状況	1	2	3	4			
	2. A さんの実家族の状況	1	2	3	4			
	3.養育のあり方・家庭状況	1	2	3	4			
	4.児童相談所の対応のあり方	1	2	3	4			
	5.民間フォスタリング機関等の支援のあり方	1	2	3	4			
	6. マッチング時における情報やアセスメントが十分 でなかったため	1	2	3	4			
	7.子ども自身の家庭復帰や他施設等への意向が大きかったため							

)

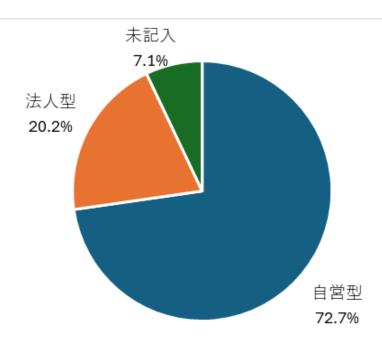


図 1. ファミリーホームの経営形態

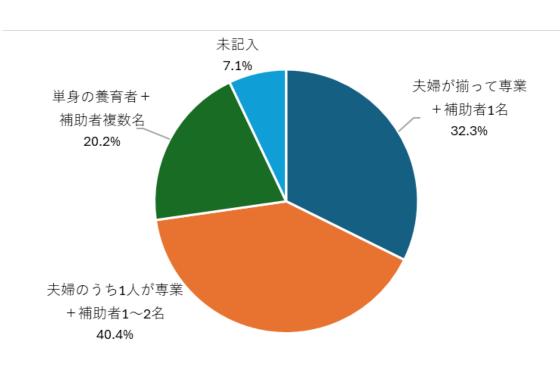


図 2. ファミリーホームの運営形態

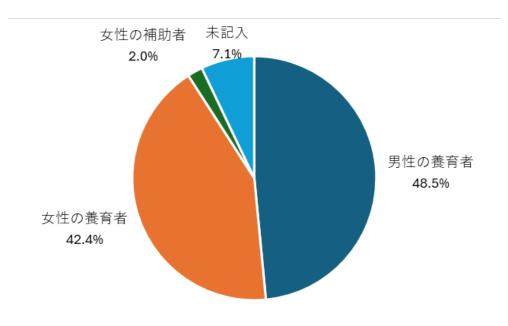


図3. 回答者の属性

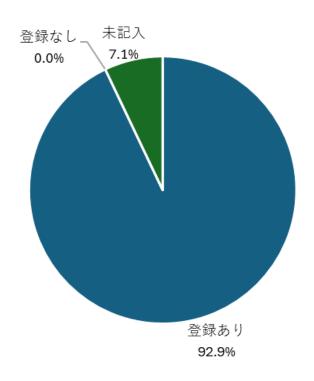


図 4. 里親登録の有無

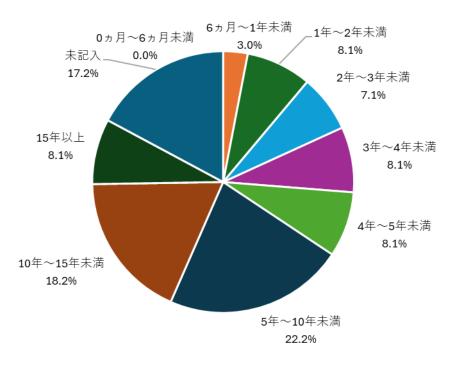


図 5. 初めて委託されてから今までの期間

表1. ファミリーホーム運営の動機(複数回答)

	N	%
社会的養護の必要な子どものためになりたかったため	52	52.5
親族の子どもが社会的養護を受けることになったため、自分が育てようと思った	26	26.2
実子の子育てはひと段落したが、もっと子育てしたい	8	8.1
実子がおらず、子どもを育てたいと思ったから	7	7.1
ファミリーホームを運営することに伴う社会的評価があると思ったため	6	6.1
子どもが欲しかったため (養子の希望あり)	4	4.0
実子の子育て中だが、もっと子どもを育てたい	4	4.0
不妊治療をやめることになったため	1	1.0
合計	108	109.0

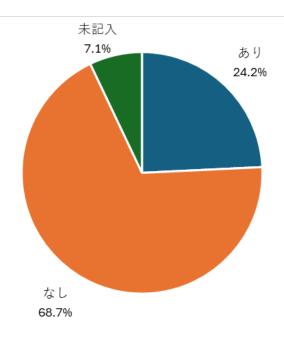


図 6.2021 年 4 月から 2023 年 12 月末までの養育不調による委託解除の経験

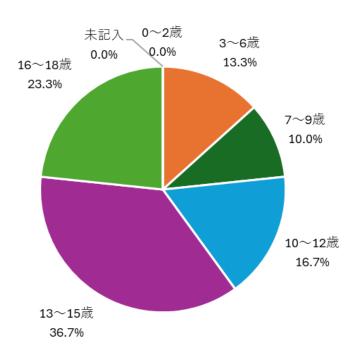


図 7. 養育不調による委託解除の年齢

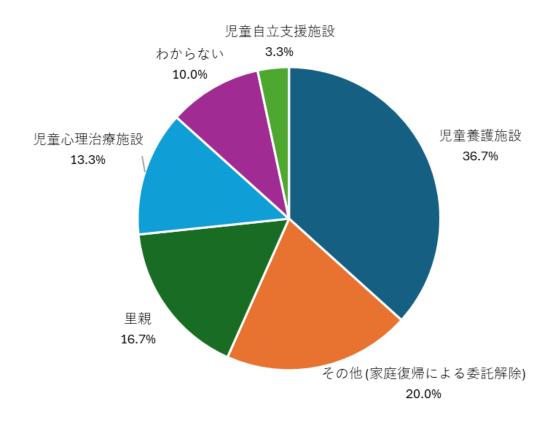


図8. 委託解除後の措置変更先